

# 有価証券報告書の訂正報告書

平成16年3月期

〔自 平成15年4月1日〕  
〔至 平成16年3月31日〕

**トヨタ自動車株式会社**

3 6 3 0 0 3

平成16年3月期（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）

# 有価証券報告書の訂正報告書

本書は証券取引法第24条の2第1項に基づく有価証券報告書の訂正報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成18年3月3日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

**トヨタ自動車株式会社**

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 証券取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成18年3月3日

**【事業年度】** 平成16年3月期  
(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

**【会社名】** トヨタ自動車株式会社

**【英訳名】** TOYOTA MOTOR CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 渡 辺 捷 昭

**【本店の所在の場所】** 愛知県豊田市トヨタ町1番地

**【電話番号】** <0565>28-2121

**【事務連絡者氏名】** 経理部主計室長 西 田 裕

**【最寄りの連絡場所】** 東京都文京区後楽一丁目4番18号

**【電話番号】** <03>3817-7111

**【事務連絡者氏名】** 東京総務部経理室長 浜 田 英 之

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目3番17号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社の社外監査役として記載しておりました監査役岡部弘および同石川忠司は当社子会社の取締役  
に就任していたことが判りました。したがって、平成16年6月24日に提出いたしました平成16年  
3月期（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）有価証券報告書の記載の一部に訂正すべき  
事項があり、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出いたします。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

#### 5 役員の状況

#### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

##### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方およびその施策の実施状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

#### 5【役員の状況】

< 訂正前 >

(前略)

(注) 1 監査役 岡村泰孝、監査役 岡部 弘、監査役 茅 陽一および監査役 石川忠司  
は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める  
社外監査役の要件を満たしている。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(注) 1 監査役 岡村泰孝および監査役 茅 陽一は、「株式会社の監査等に関する商法の  
特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしている。

(後略)

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方およびその施策の実施状況

< 訂正前 >

(前略)

適正な経営を確保する仕組みとして、当社は、日本の商法に基づく監査役制度を採用している。企業行動の透明性を一層担保するため、平成15年6月の定時株主総会において社外監査役の増員を行い、監査役7名中4名を社外監査役とした。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

適正な経営を確保する仕組みとして、当社は、日本の商法に基づく監査役制度を採用しており、社外監査役を含む7名の監査役が監査を実施している。

(後略)